

公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続きは、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式（建設工事）試行要領（最終改正 平成29年3月10日付け28建政技第285号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領（最終改正 平成29年3月10日付け28建政技第286号）に示すとおりです。

1 工事の概要

(1) 工事名及び工事箇所名

平成30年度 防災・安全交付金（河川）堰堤改良工事

豊丘ダム 須坂市 豊丘ダム

(2) 工事の目的

本工事は、供用開始後24年が経過したダム管理用制御処理設備等について最新の基準や技術を踏まえた更新を行い、故障が少なく、迅速で正確なダム操作、情報収集・提供が可能となる管理システムを構築することを目的とする。

(3) 工事内容

① 更新対象設備は、次のとおりとします。

ア ダム管理用制御処理設備（遠隔監視設備、取水放流設備機側操作盤含む）

② 更新対象設備の詳細は、次の図書に示すものとします。

ア 別紙1 特記仕様書（参加希望者は閲覧可）

イ 別紙2 現行設備の問題点と検討事項（参加希望者は閲覧可）

ウ 別図1 ダム管理用制御処理設備全体構成図（参考）（参加希望者は閲覧可）

ダム管理用設備システム構成図（既設）（参加希望者は閲覧可）

既設機器配置図（参加希望者は閲覧可）

③ 工事内容は、次のとおりとします。

ア ダム管理用設備の基本計画の検討

既存のダム管理用設備を把握したうえで、別紙2「現行設備の問題点と検討事項」（参加希望者は閲覧可）に記載する事項に対する具体的な対策を明示すること。

イ ダム管理設備の詳細設計

上記アの検討に基づき、ダム管理設備の更新（実施、詳細）設計を行うこと。

工事は、ダム管理用設備の停止期間が最小限となるよう考慮するとともに、関連設備の改造を行う必要がある場合は、その改造設計も行うものとする。

なお、特記仕様書に記載する仕様等に準拠しないものなど標準仕様を記載していないものについては、採用する仕様とその理由を明確にして工事着手前に発注者の承認を得るものとする。

ウ ダム管理用設備の設置工事

詳細設計について発注者の承認を得たうえ、ダム管理用設備の設置工事を行うこと。

関連設備の改造、各設備との接続については、受注者の責において行うものとする。

更新又は改造により不要となる機器、装置等は、適正に処分するものとする。

なお、本工事の仕様書は、特記仕様書及び特定者の技術提案書により構成されるものとする。

エ 契約内容については、予算等の理由により、上記ア、イ、ウの工事内容に対して減とする場合がある。

④ 上記②ア、②イ及び③アに掲げる関係図書については、3（4）に記載の場所において閲覧できる。

（4）技術提案を求める具体的内容

テーマ	具体的内容
ライフサイクルコスト	・初期投資をはじめ、通信費用、保守点検費用及び耐用年数を経過した機器の交換費用を含めたライフサイクルコストが安価であるか
メンテナンスの対応	・部品のストックが長期間保証されるか（最低10年以上） ・設備の長寿命化に十分配慮されているか
故障時の緊急対応	・メンテナンス部門の拠点から当該ダムへ早く到着することができるか（最低3時間以内） ・故障時の受付が開庁日以外でも可能であるか
システム機能の充実	・現設備の課題を整理し、これを解決し、システムの充実を図るための具体的な提案があるか

※ 別紙2 現行設備の問題点と検討事項（参加希望者は閲覧可）に記載のある項目についても、技術提案を行うこと。

（5）工期 工事開始日から約 520 日間ただし平成 32 年 3 月 10 日まで。（債務負担行為設定済）

（6）工事实施上の要件

- ① 既存施設に関わる資料は貸与する。
- ② 本工事における保証期間は、現場引き渡しから起算して2年間とする。ただし、受注者の責による故意又は重大な過失により瑕疵が生じた場合は、10年間とする。
- ③ 本工事において適用する規格等は次のとおりとし、最新版を使用すること。

日本工業規格（JIS）

電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）

日本電機工業会標準規格（JEM）

電子情報技術産業協会規格（JEITA）

国際電気通信連合・電気通信標準化セクタ勧告（ITU-TS）

放流警報装置標準仕様書（国電通仕第27号）

ダム・堰施設技術基準（案）

ダム管理用制御処理設備標準設計仕様書

ゲート開閉装置（機械式）設計要領（案）

内線規程

電気通信施設設計要領（電気編）

電気通信施設設計要領（通信編）

電気通信施設設計要領（情報通信システム編）

雷害対策設計施工要領（案）・同解説

長野県土木工事共通仕様書

電気通信設備工事共通仕様書

長野県の関連する共通仕様書等

豊丘ダム操作規則・細則

河川法及び関係規則

電気設備に関する技術基準を定める省令及び関係規則

電気用品安全法及び関係規則

建築基準法

気象業務法及び関係規則

国土交通省電気通信設備工事共通仕様書

その他関係法令及び基準

- ④ 本工事は電子納品対象工事であり、電子納品の範囲等については協議により決定する。
- ⑤ 本工事完了に伴い、工事に関わる完成図書（図面、仕様書）のほか、既設設備図面と併せた管理用図書（操作取扱要領概要版・詳細版を含む）を提出するものとする。管理用図書に含める既設設備の範囲は協議により決定する。
- ⑥ 管理用図書として、発注者が定める「ダム設備台帳」を整備し、今後の保守点検の履歴を記録できるようにすること。

(7) その他

点検業務報告書その他関係図書については、維持管理課 管理係において閲覧可能です。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

(1) 対象工事に共通する入札参加資格要件

- ① 長野県建設工事の入札参加資格を有している者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日建政技第337号。以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ④ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- ⑤ 有効な経営事項審査を有している者であること。
- ⑥ 県発注の他の対象工事において、請負契約約款第17条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
- ⑦ 県発注の他の対象工事において、長野県建設工事等検査要綱（平成15年4月1日会検第1号）第9条第3項に規定する文書による補修指示を受けていない者であること。
- ⑧ 県発注の他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後、請負契約約款第31条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。
- ⑨ 県発注の他の対象工事の入札において、同種工事の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- ⑩ 県発注の他の対象工事の入札において、契約後確認調査に該当する落札候補者を1年以内に2回以上辞退したとして、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- ⑪ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- ⑫ 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。）

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

(2) 工事ごとに定める入札参加資格要件

① 入札に付する工事に対応した長野県建設工事入札参加資格を有する者であること。

② 業種に関する要件を満たしている者であること。

③ 資格総合点数に関する要件を満たしている者であること。

④ 同種工事の実績又は専門性の有無に関する要件を満たしている者であること。

⑤ 県工事の契約実績に関する要件を満たしている者であること。

⑥ 特定建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。

⑦ 営業所の所在地に関する要件を満たしている者であること。

⑧ その他発注機関の長が定める要件を満たしている者であること。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式2号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式3号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

① 入札参加資格業種その他参加資格登録状況

② 保有する配置予定技術職員の状況

③ 同種または類似の工事の実績

④ 当該工事の実施体制

⑤ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当事務所・問い合わせ先

〒382-0073 長野県須坂市大字須坂中縄手1699-11

長野県須坂建設事務所 総務課

電話 026-245-1670

ファックス 026-245-8620

メール suzakaken-somu@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限 平成30年8月10日(金) (土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

② 提出場所 3(4)に同じ。

③ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認すること。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、次の基準に基づいて選定される。

なお、技術提案書提出選定者の業者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	選定の基準
入札参加資格業種	電気通信工事
資格総合点数	814点以上
同種工事の実績又は専門性の有無	洪水調節機能を有するダム管理用制御処理設備の新設又は更新工事の実績を有する者。※「同種工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成15年4月1日から掲示日の前日までに竣工した工事が該当します。
特定建設業の許可	必要
配置技術者に関する要件	主任（監理）技術者として 技術士 電気電子部門（科目指定なし）を配置できること

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として該当とならなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を書面により須坂建設事務所長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面（様式自由）により須坂建設事務所長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付及びその回答方法

ア 受付場所 3（4）に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時までの間とします。

ウ 受付方法 原則としてファックス（回答を受ける担当者名、電話番号及びファックス番号を併記すること）とします。

なお、3（4）の担当者に電話により到達の有無を確認すること。

エ 回答方法 原則としてファックスとします。

(8) その他の留意事項

① 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

① 配置予定技術者の資格、経歴等の状況

ア 「最近15年間の主な工事」は、公共機関等から発注された電気通信工事の元請工事の主任（監理）技術者又は現場代理人としての実績について、平成15年4月1日から掲示の日の前日までの間に竣工した工事を対象として記載すること。また、「同種又は類似工事」は、平成15年4月1日から掲示の日の前日までの間に竣工した工事を対象として記載すること。

イ 資格、主な工事及び同種又は類似工事の実績については、これを証する資格者証、契約書等の写しを添付すること。

② 技術提案

求められた技術提案について、簡潔にまとめること。

③ 工事に係る費用とその内訳

ア 様式は自由とする。

イ 必要に応じて、内訳についての詳細提示を求めることがある。

ウ 費用の積算にあたっては、労務単価、資材等県が公表している価格についてはこれを使用すること。

④ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

① 受付期限 平成30年8月10日（金）

② 受付場所 3（4）に同じ。

③ 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く）

④ 受付方法 ファックスまたはメール等とする。

⑤ 回答方法 ・技術提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してはファックス又はメール等により回答する。

・発注者が求める技術提案項目に係る質問及び技術提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、長野県ホームページにて公表する。

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限 平成30年8月28日（火）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

② 提出場所 3（4）に同じ。

③ 提出部数 1部

④ 提出方法 持参または郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で5（4）の担当者に確認すること。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

① ヒアリング予定日

平成30年8月30日（木）頃（現在の概ねの予定。決定し次第連絡します。）

② ヒアリング場所等

ア 場所 長野合同庁舎（詳細については、決定し次第連絡します。）

イ 時間 各社30分程度を予定（提案者数により変更することがあります。）

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定される。なお、技術提案書審査結果表（様式9-1）は、契約締結後、公表するものとします。（但し、業者名は特定した業者名のみ公表）

評価項目	評価事項		評価の視点
配置予定の技術者の資格等 (20点)	主任 (監理) 技術者	資格	専門分野の資格を有しているか。
		経歴等	主任(監理)技術者としての豊富な電気通信工事の経験を有しているか。
		同種又は類似工事の実績	主任(監理)技術者としての豊富な同種・類似工事の実績を有しているか。
	現場 代理人 (※)	資格	専門分野の資格を有しているか。
		経歴等	主任(監理)技術者又は現場代理人としての豊富な電気通信工事の経験を有しているか。
		同種又は類似工事の実績	主任(監理)技術者又は現場代理人としての豊富な同種・類似工事の実績を有しているか。
費用 (40点)	費用の妥当性		$\text{価格点} = \text{配点} \times \frac{\text{最低価格}}{\text{提案価格}}$ [小数点以下第3位四捨五入2位止め]
技術提案の内容 (35点)	ライフサイクルコスト (※2)		<ul style="list-style-type: none"> 初期投資をはじめ、通信費用、保守点検費用及び耐用年数を経過した機器の交換費用を含めたライフサイクルコストが安価であるか
	メンテナンスの対応		<ul style="list-style-type: none"> 部品のストックが長期間保証されるか（最低10年以上） 設備の長寿命化に十分配慮されているか
	故障時の緊急対応		<ul style="list-style-type: none"> メンテナンス部門の拠点から当該ダムへ早く到着することができるか(最低3時間以内) 故障時の受付が開庁日以外でも可能であるか
	システム機能の充実		<ul style="list-style-type: none"> 現設備の課題を整理し、これを解決し、システムの充実を図るための具体的な提案があるか
技術提案の内容と施工の整合性 (5点)			<ul style="list-style-type: none"> 技術提案の内容が十分検討されており、施工性においても評価できるか。（※3）
評点の合計結果 (100点)			

※1 現場代理人が、主任(監理)技術者と同一人物の場合は、現場代理人の評価を対象外(0点)とする。

※2 ライフサイクルコストの算出にあたっては、別添様式ライフサイクルコスト算出表により、技術提案書として提出すること。

※3 別紙2 現行設備の問題点と検討事項(参加希望者は閲覧可)に記載のある項目についても、技術提案を行うこと。

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、須坂建設事務所長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(9) 非特定理由に関する事項

① 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨及びその理由（非特定理由）を書面により須坂建設事務所長から通知します。

② 上記アの通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面（様式自由）により、須坂建設事務所長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

③ 非特定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により回答します。

④ 非特定理由の説明請求の受付及びその回答方法

ア 受付場所 3（4）に同じ。

イ 受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時までの間とします。

ウ 受付方法 原則としてファックス（回答を受ける担当者名、電話番号及びファックス番号を併記すること。）とします。

なお、3（4）の担当者により電話により到達の有無を確認すること。

（ア） 回答方法 原則としてファックスとします。

(10) 工事予算額 概ね 324,000千円（税込み）

(11) その他の留意事項

① 提出された技術提案書は、返却いたしません。

② 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

③ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

④ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。

5 プログラム関係の協力

受注者は、システム拡張、改修等に際して必要な情報を発注者へ提供すること。

6 その他

(1) 契約書作成の要否

要（長野県建設工事事務処理規程（昭和51年3月3日付け50監第590号）による。）

(2) 関連情報を入手するための窓口

3（4）に同じ。

(3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。

(4) 技術提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することが出来ます。